

議案第3号

太田市地域公共交通活性化協議会を法定協議会として設置することについて

1 現状

現在の太田市地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に関する連絡調整を行うために、平成20年6月に設置され運営してきたものです。

2 協議内容

今後地域公共交通網形成計画を策定していくうえで、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の第6条第1項で、「地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる」こととなっており、太田市でも法定協議会を設置していきたいと考えております。

新しい法定協議会の設立に関しては、現在の太田市地域公共交通活性化協議会の委員の皆様のご協力をいただくのが最上と考えます。そこで、委員構成の見直し等、当協議会の拡充を図りながら、新しく法定協議会を設置したいと考えます。